

学位授与事業の25年
－データから見る成果と課題－

The results and problems which I can identify through data obtained over about 25 years
in the awarding of degrees

山田 道夫
YAMADA Michio

1. はじめに	39
2. 機構の学位授与制度の概要	39
2.1 機構の学位授与制度	39
2.2 機構の学位授与制度と体制の整備	40
3. 単位積み上げ型の申請と学位授与等	41
3.1 申請と学位授与	41
3.2 認定専攻科	44
4. 省庁大学校課程修了者の申請と学位授与等	45
4.1 申請と学位授与	45
4.2 認定課程	46
5. 特例制度	46
5.1 特例制度の概要	46
5.2 特例制度の運用状況	46
5.3 高等専門学校における状況	47
6. 独立行政法人化、その他	48
6.1 独立行政法人化	48
6.2 申請者の利便性向上	48
7. 機構の学位授与の社会的意義	49
7.1 学位取得者の意識	49
7.2 放送大学での修得単位の利用	49
7.3 機構の学位授与の特色と意義	50
8. 今後の主な課題	50
8.1 3つのフェーズ	50
8.2 主な課題	50
9. おわりに	51
ABSTRACT	53

学位授与事業の25年

－データから見る成果と課題－

山田 道夫*

要 旨

大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価し、学位の授与を行うための組織として学位授与機構が設置されて、今年（平成28年）7月に25年を迎えた。この間、3度の改組を経て、累計では7万2千人を超える人々に学士・修士・博士の学位を授与してきた。

平成28年4月に機構は国立大学財務・経営センターと統合し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となったが、この機会に、学位授与事業25年間の成果と課題について、主にデータから分析を行った。

その結果、学位授与制度や体制の整備が着実に進められてきたこと、平成27年度に導入した特例制度への移行が進みつつあること、などが明らかとなった。一方、今後の課題としては、特例制度の定着、機構の学位授与制度の社会的認知度の向上、運営の効率化の更なる推進などが挙げられる。

キーワード

学位授与機構，学位授与事業，特例制度

1. はじめに

学位は、大学のみで授与されることが世界的にも通例とされるが、我が国では、学校教育法に基づき、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業者、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して、大学教員による審査の上で学位の授与を行うための組織として、平成3年7月に学位授与機構が設置された。学位授与機構（以下、改組後の組織も含め、本稿では「機構」と総称する。）は、その後、平成12年4月に大学評価・学位授与機構に改組され、平成16年4月には独立行政法人に移行し、更に、今年（平成28年）4月には国立大学財務・経営センターと統合して独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となったが、これらを通じて、7万2千人を超える人々に学士・修士・博士の学位を授与してきた。

本稿では、機構の学位授与事業25年間の成果と

課題について、主にデータから分析を行った。

なお、筆者は平成28年3月まで機構に在職していたが、本稿中の分析結果の解釈や意見にわたる部分の文責は全て筆者個人にあり、機構の見解を述べたものではないことをお断りしておく。

2. 機構の学位授与制度の概要

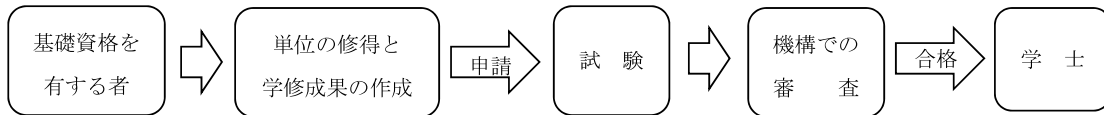
2.1 機構の学位授与制度

機構の学位授与制度は、以下の2つからなる。

(1) 短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与（学士）

短期大学・高等専門学校卒業者や一定の専門学校修了者、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得して中退した者等（これらを「基礎資格を有する者」と呼ぶ。）で、更に大学の科目等履修生制度や機構の認定した短期大学・高等専門学校の専攻科（これらを「認定専攻科」と呼ぶ。）等で所定の単位を積み上げた者は、学修成果（レポート又は作品等）を作成して、機構に

* 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 調査研究協力者
（前）独立行政法人 大学評価・学位授与機構 理事



学位授与を申請することができる。

機構では、申請者から提出された個々の学修成果に即した小論文試験（又は面接試験）を実施し、学位審査会における修得単位の審査と学修成果・試験による審査の結果により、大学卒業者と同等の学力を有すると認められる者に対して、学士の学位を授与する。

(2) 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程

修了者に対する学位授与（学士・修士・博士）

機構は、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、その教育を行うことについて学校教育法以外の法律に特別の規定のあるもの（いわゆる「省庁大学校」）に置かれる課程で、大学の学士課程、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っている

機構が認定したもの（これらを「認定課程」と呼ぶ。）を修了した者に対し、学位審査会における審査の上で学士・修士・博士の学位を授与する。このうち、修士・博士については、単位修得・課程の修了に加え、3名以上の審査委員による申請論文の審査・試験に合格することを要する。

2.2 機構の学位授与制度と体制の整備

機構は、平成3年7月に設置され、同年度から審査会（平成12年度以降は学位審査会）を設けて制度の整備を行うとともに、申請者の審査や短期大学と高等専門学校の専攻科の認定、及び省庁大学校の課程の認定等を進めてきた。これまでの主な制度整備・改正は、表1のとおりである。この間、機構では、ユーザーのニーズを把握しつつ、

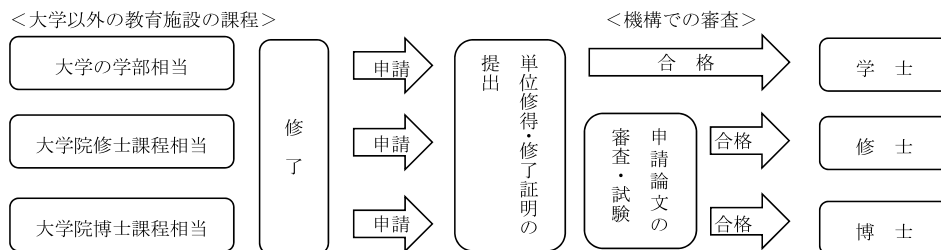


表1 主な制度・体制の整備

年月	事項	フェーズ
平成3年7月	学位授与機構設置	構想・創設準備から制度の整備期
平成5年10月	見込申請受付開始	
平成11年4月	一定の専門学校修了者に基礎資格を付与	
平成12年4月	大学評価・学位授与機構に改組	申請者の量的拡大・体制の整備と制度の成熟期
平成13年4月	大学での16単位以上の修得要件の廃止	
平成14年12月	地方試験場の段階的拡大	
平成16年4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構設立	
平成17年5月	学士の学位授与に係る不合格者への通知の改善を決定	
平成19年12月	省庁大学校の認定課程修了見込みでの修士の学位授与申請受付開始 学位授与事業に係る経費削減を閣議決定	
平成20年4月	学士の学位授与に係る電子申請の開始	
平成22年4月	行政刷新会議による機構に係る事業仕分けの実施	申請者数の安定化と制度の弾力化・運営の合理化・効率化期
平成22年12月	省庁大学校課程修了者に対する学位授与には国費を投入しないと閣議決定	
平成26年4月	学位審査手数料を約30%引上げ	
平成27年4月	初めての特例適用専攻科の認定	
平成27年10月	初めての特例による学位授与申請受付	
平成27年12月	省庁大学校の認定課程修了見込みでの博士の学位授与申請受付開始	
平成28年4月	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改組 高等学校等の一定の専攻科修了者に基礎資格を付与	

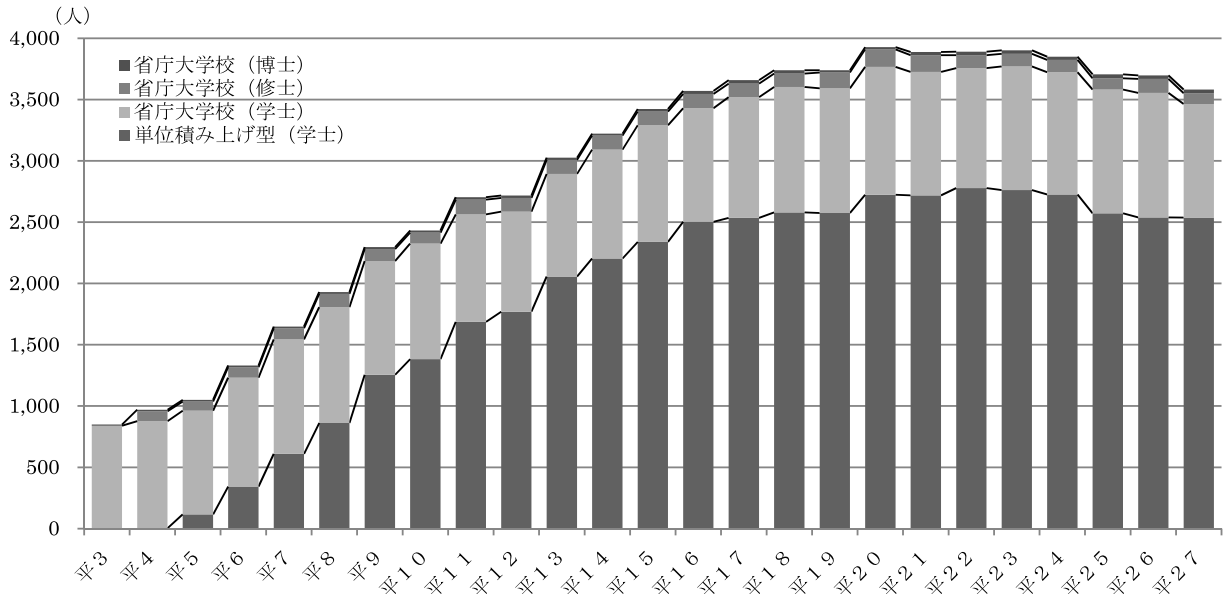


図1 学位取得者総数の推移

申請者増への対応，サービス向上，運営の合理化などに逐次取り組んできた。

また，制度の整備や申請者の増に応じて，教職員の増員と審査体制の整備を図ってきた。

なお，制度発足から平成27年度までの学位取得者の総数は，単位積み上げ型の学士46,171人，省庁大学校の学士23,501人，修士2,549人，博士523人で，総数は，72,744人に上る。図1のとおり，学位取得者総数は順調に増えてきたが，平成20年度以降は，停滞からやや減少傾向が見られる。

3. 単位積み上げ型の申請と学位授与等

3.1 申請と学位授与

機構への学位授与申請は，毎年度，4月期と10月期の年2回受け付けており，また，所定の単位

修得後に行う「一般申請」と認定専攻科の最終学年在学者が課程修了前に行うことのできる「見込申請」の2種類がある。申請者数，学位取得者数は，4月期，一般申請では漸減傾向にあり，4月期は全体の1割強，一般申請は約2割にとどまる（見込申請の割合は約8割）。

合格率を見ると，10月期，見込申請が，近年は，4月期，一般申請よりそれぞれ10ポイント以上高くなっている。

専攻分野別の学位取得者では，6割を工学が占め，次いで看護学，教育学などとなっている。一方，芸術学，保健衛生学は割合を減らしてきている。

基礎資格別の学位取得者では，近年は，高等専門学校卒が6割を占め，2年制短期大学卒が減少する一方，3年制専門学校修了（看護学分野など）

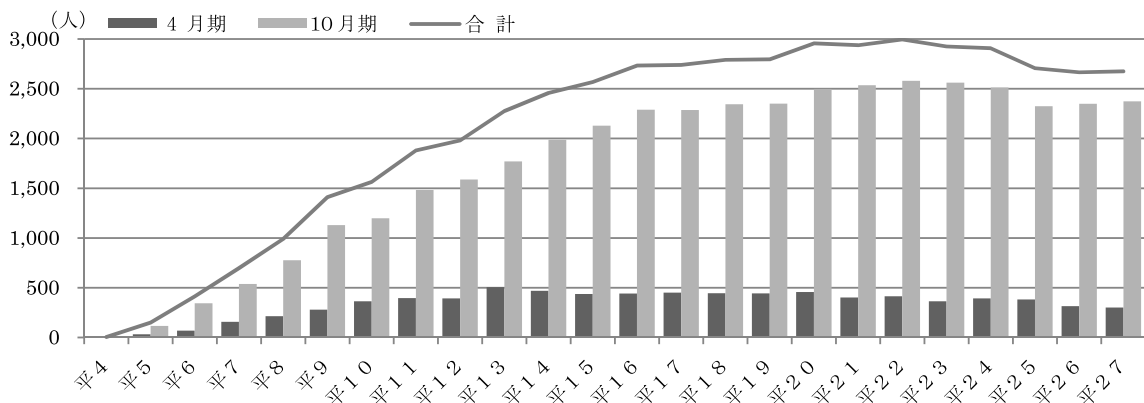


図2 申請者数（4月期，10月期，合計）

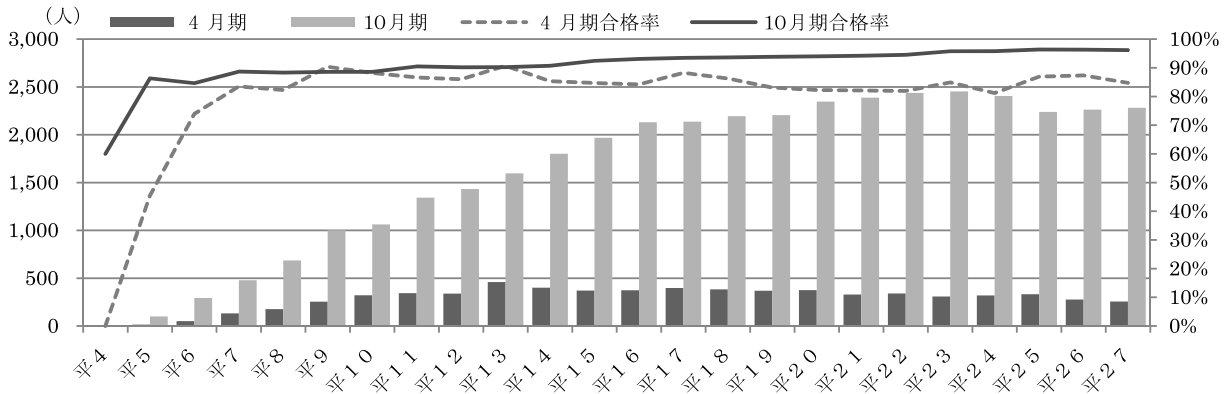


図3 学位取得者数と合格率（4月期，10月期）

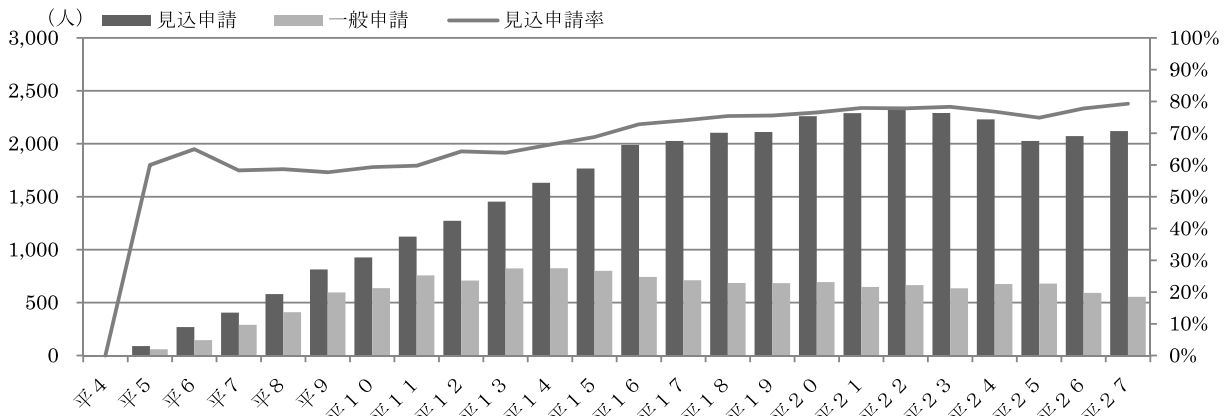


図4 見込申請

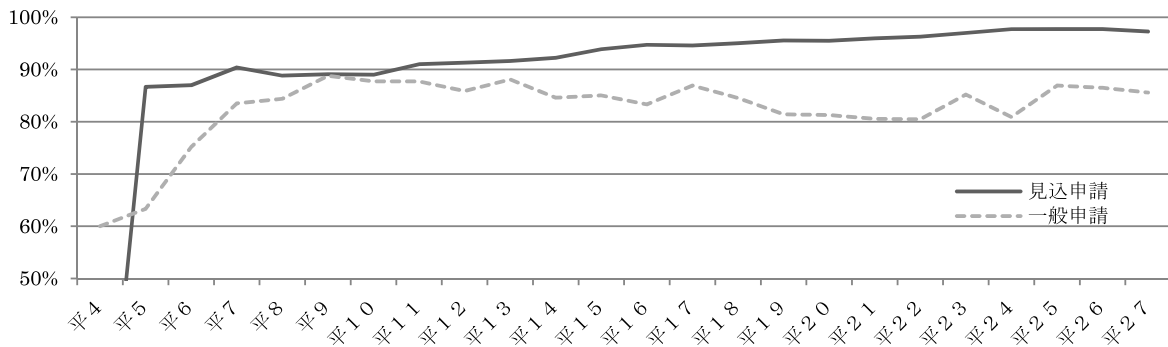


図5 合格率の推移（見込申請，一般申請）

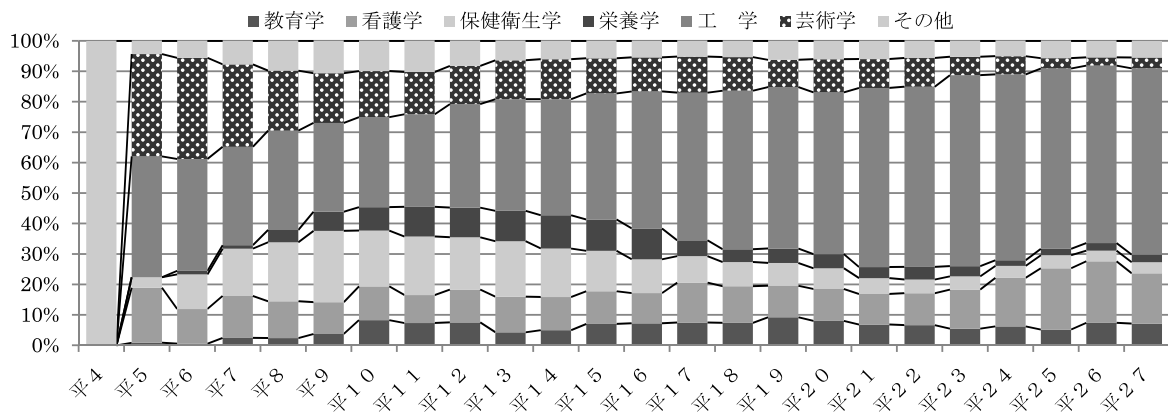


図6 学位取得者（専攻分野別）

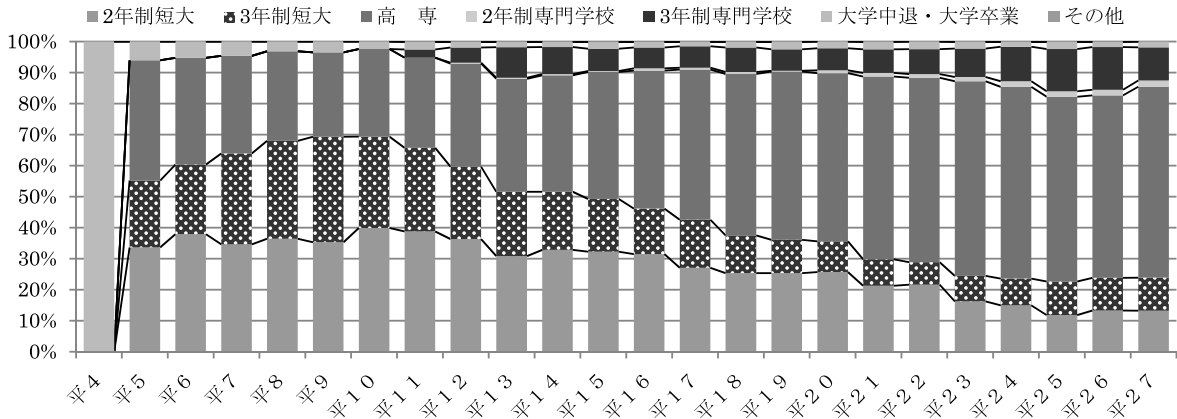


図7 学位取得者（基礎資格別）

表2 合格率（専攻分野別）（基礎資格別）（単位：％）

教育学	95.8	2年制短期大学	89.2
看護学	84.6	3年制短期大学	90.3
保健衛生学	96.3	高等専門学校	96.2
栄養学	87.4	2年制専門学校	77.0
工学	95.7	3年制専門学校	88.8
芸術学	88.3	大学中退・大学卒業	69.7
その他	81.5	その他	82.1
平均	92.0	平均	92.0

表3 不合格理由（単位不可を除く）（単位：％）

学修成果のテーマ設定が適切でない	2.2
学修成果の内容が水準に達していない	51.9
試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない	37.6
試験を受けていない	7.7
その他	0.6

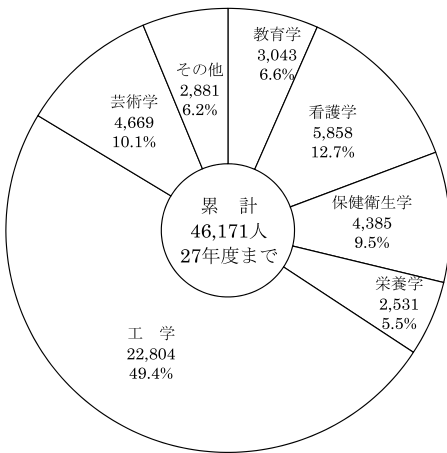


図8 専攻分野別・学位取得者（累計）

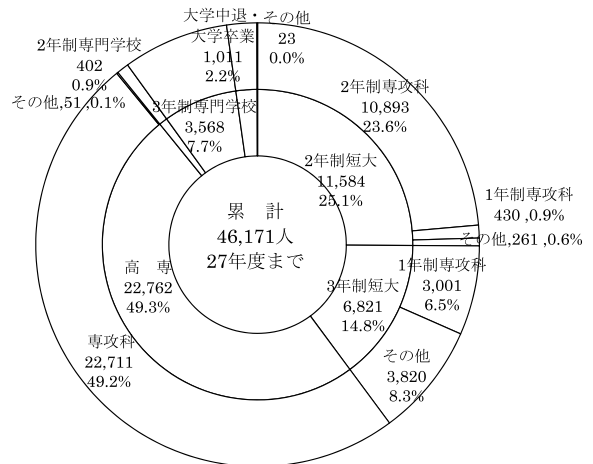


図9 基礎資格別・学位取得者（累計）

が増加している。

専攻分野別の合格率は、年度により変動はあるが、概ね、工学、教育学、保健衛生学などは平均を上回り、看護学、栄養学、芸術学などで下回っている。

基礎資格別の合格率では、高等専門学校卒が平均を上回る一方、大学中退・大学卒業、2年制専門学校修了、3年制専門学校修了などで下回って

いる。

不合格理由（修得単位不足等による不可を除く）では、主に学修成果が不十分とされるもの（芸術学、教育学、看護学など、大学中退・大学卒業、3年制短期大学卒などに多い）と、主に試験の結果が不十分とされるもの（栄養学、工学、高等専門学校卒などに多い）という傾向が見られる。

3.2 認定専攻科

機構では、専攻科のうち、教育課程が大学教育に相当する水準にあり、授業科目を担当する教員が大学の教員に相当する資格を有するなどの要件を満たした場合、専攻科を置く短期大学・高等専門学校からの申出を受けて、学位審査会で審査のうえ、「認定専攻科」として認定している。この認定専攻科の単位は、学位授与申請に際し「積み上

げ単位」に利用できるとともに、認定専攻科（2年制の短期大学に置かれた1年制の専攻科を除く。）の在学学生は専攻科修了見込みでの申請（「見込申請」と呼ぶ。）が可能であることから、認定率（認定専攻科 / 専攻科）で見ると、平成4年度以降着実に上昇し、短期大学では4割強、高等専門学校ではほぼ100%で推移している。

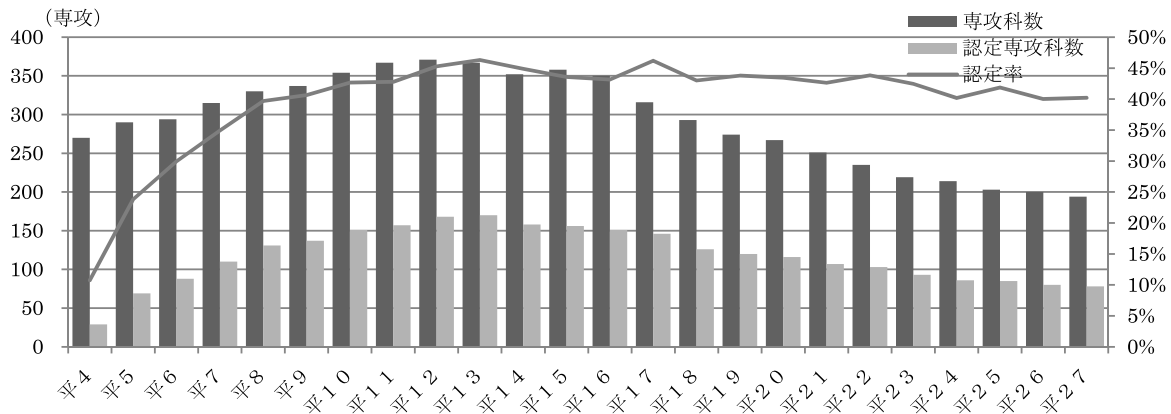


図10 短期大学の認定専攻科

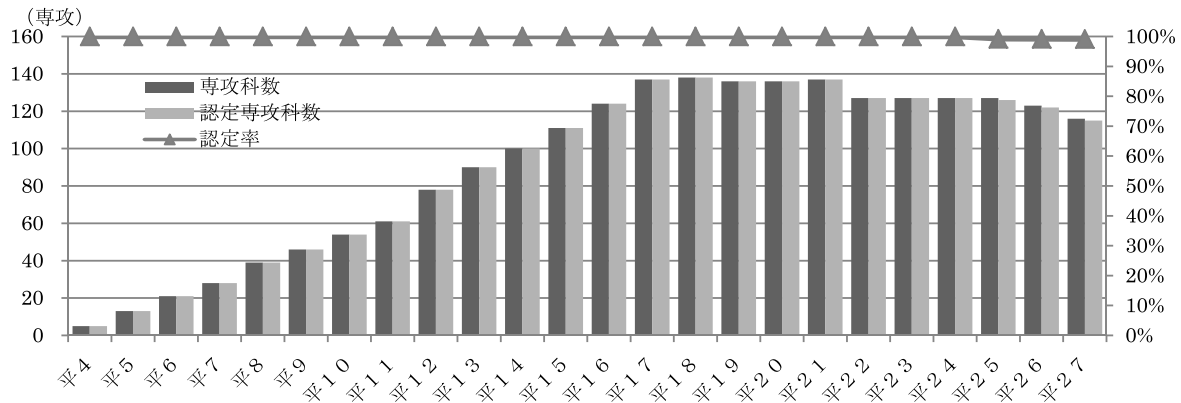


図11 高等専門学校の認定専攻科

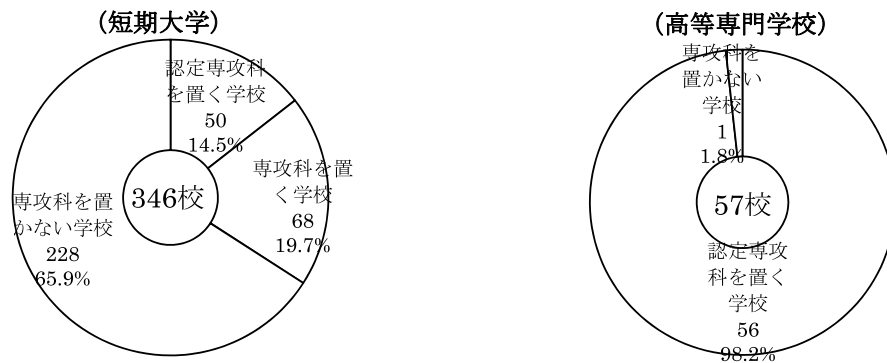


図12 認定専攻科 (平成27年度・学校数)

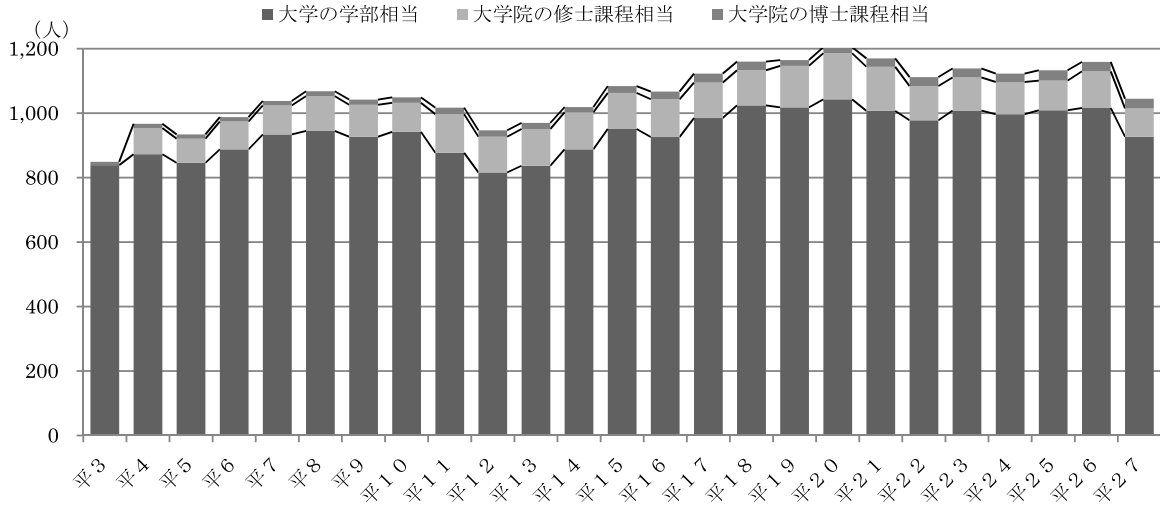


図13 省庁大学校・学位取得者数

4. 省庁大学校課程修了者の申請と学位授与等

4.1 申請と学位授与

省庁大学校の年度当たりの学位取得者数は、学士約1,000人、修士約100人、博士約30人でほぼ一定している。大学校別では、防衛大学校が学士の4割強、修士の7割、防衛医科大学校が博士の8割強を占めている。

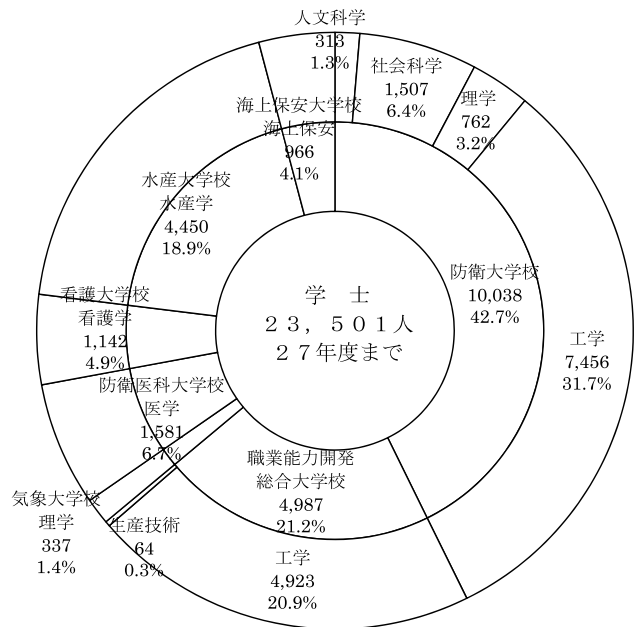


図14 省庁大学校（学士）の累計

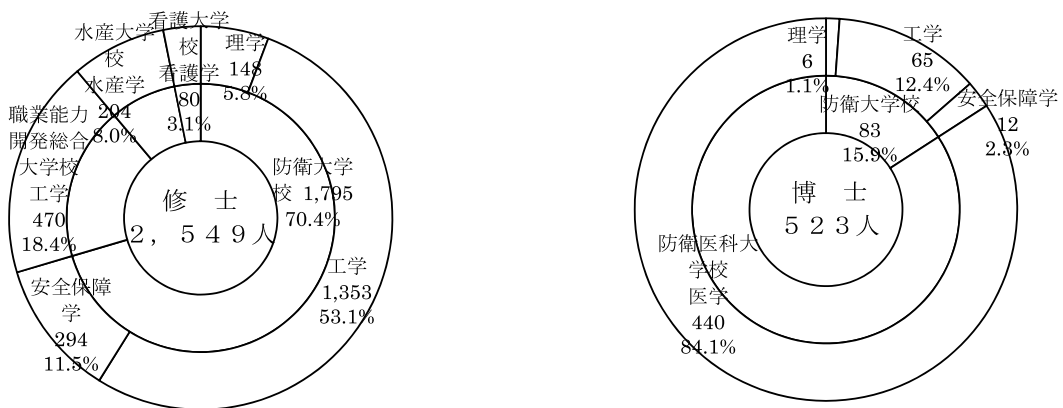


図15 省庁大学校（修士・博士）の累計

4.2 認定課程

機構では、省庁大学校からの申出を受け、省庁大学校の課程のうち、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等に照らして大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の水準にあると認められるものを、学位審査会で審査のうえ、「認定課程」として認定している。この認定課程数は、着実に増加し、平成27年12月現在、大学の学部相当8課程、大学院の修士課程相当5課程、大学院の博士課程相当4課程となっている。

5. 特例制度

5.1 特例制度の概要

機構では、平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」で、高等専門学校専攻科修了者への円滑な学位の審査・授与が提言されたことを受け、文部科学省、国立高等専門学校機構と協議し、学位審査会に諮ったうえで、短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの学生について、学生の能力をよりの確に把握するとともに、専攻科における学生の主体的な学習活動を一層充実させる観点から、単位積み上げ型の学位授与制度の枠組みの中で、専攻科における学修の成果に基づく学位授与の審査の特例（これを「特例制度」と呼ぶ。）を設け、平成27年度から実施している。

機構の学位審査会では、認定専攻科を置く短期大学・高等専門学校の設置者からの申出に基づき、各認定専攻科の基礎となる学科と当該認定専攻科の大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科

目の履修により、機構が定める各専攻の区分の「修得単位の審査の基準」を満たす単位修得が行われるかを審査するとともに、当該教育課程における学修の総括を行うことを目的とする「学修総まとめ科目」の内容等や指導教員の審査を行い、機構が定める要件を満たすものを学士の学位授与に係る特例の適用を受けた専攻科（「特例適用専攻科」と呼ぶ。）として認定している。なお、特例制度による学位授与申請（「特例申請」と呼ぶ。）の場合、通常単位積み上げ型の申請（「通例申請」と呼ぶ。）とは異なり、試験は実施せず、機構が予め審査し認定した科目表に基づく修得単位の審査と学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格し、かつ、特例適用専攻科を修了した者に対して学位が授与される。

5.2 特例制度の運用状況

特例制度は、平成27年度から導入されたが、2年目である平成28年度の特例適用率（特例適用専攻科/認定専攻科）は、短期大学では約4分の1（うち教育学が半数）、高等専門学校では100%近くになっている。（注）短期大学では2年制短期大学に置かれる1年制専攻科があり100%とはならない。

また、特例制度による学士の学位授与申請は、平成27年度10月期から始まったが、単位積み上げ型の申請者の6割弱が「特例申請」に移行し、特例申請の9割近くを工学分野が占めている。一方、通例申請では、看護学、工学、教育学、保健衛生学の順となっている。

平成27年度の合格率を見ると、特例申請の合格率は通例申請のうちの見込申請のそれより5ポイ

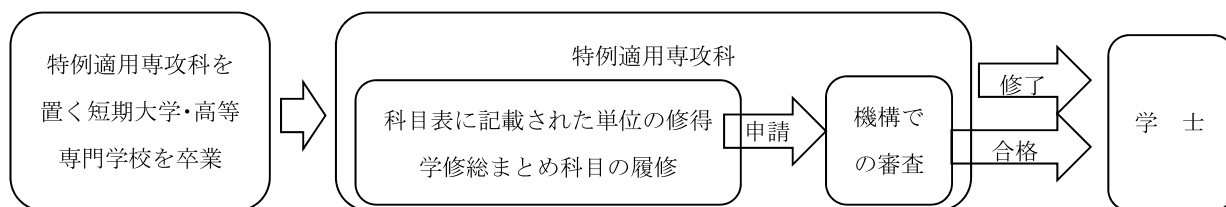


表4 特例適用の状況（平成28年度）

	認定専攻科	うち特例適用専攻科	特例適用率	特例入学定員
短期大学	47校 75専攻	17校 20専攻	26.7%	266人
高等専門学校	56校123専攻	55校120専攻	97.6%	1,200人
計	103校208専攻	72校140専攻	67.3%	1,466人

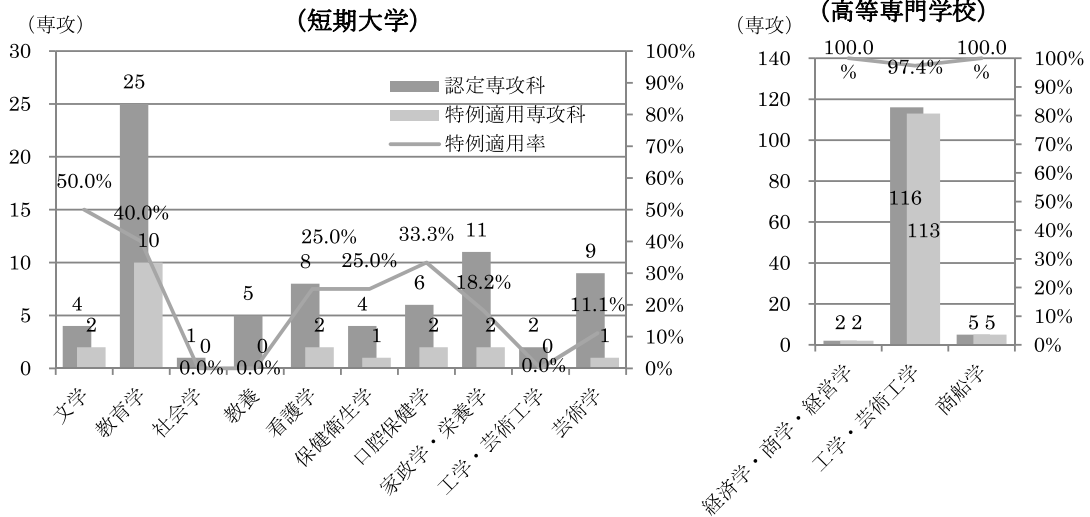


図16 専攻分野別の特例適用率（平成28年度）

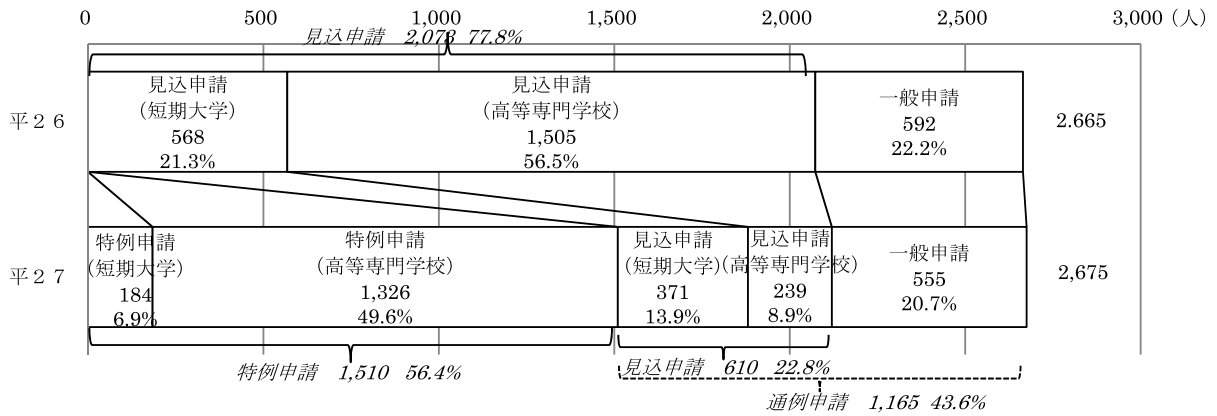


図17 申請者数（単位積み上げ型）

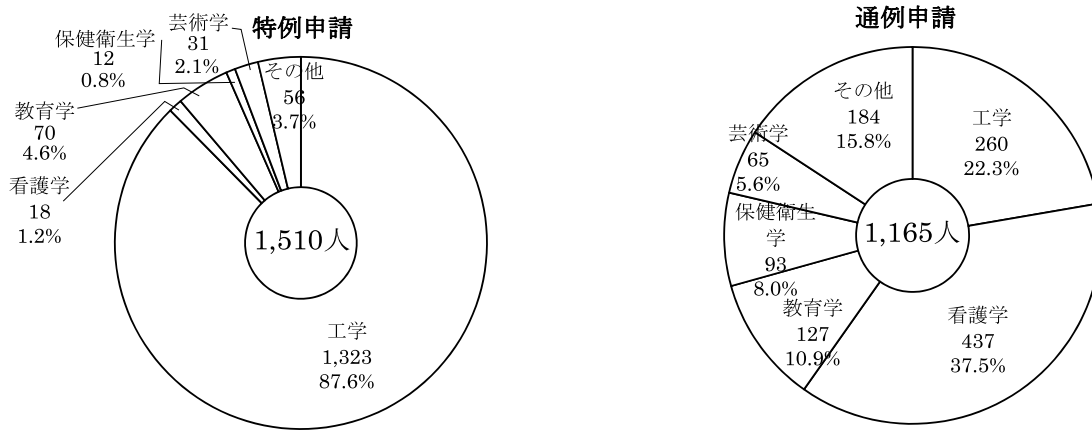


図18 平成27年度の申請状況

ント近く高くなっている。また、特例申請者の不合格理由では、「学修総まとめ科目単位なし」が3分の2を占める。

5.3 高等専門学校における状況

高等専門学校の特例適用状況を見ると、認定専攻科のうち特例の適用を受けない専攻科が平成27年4月の10専攻から平成28年4月には3専攻に、

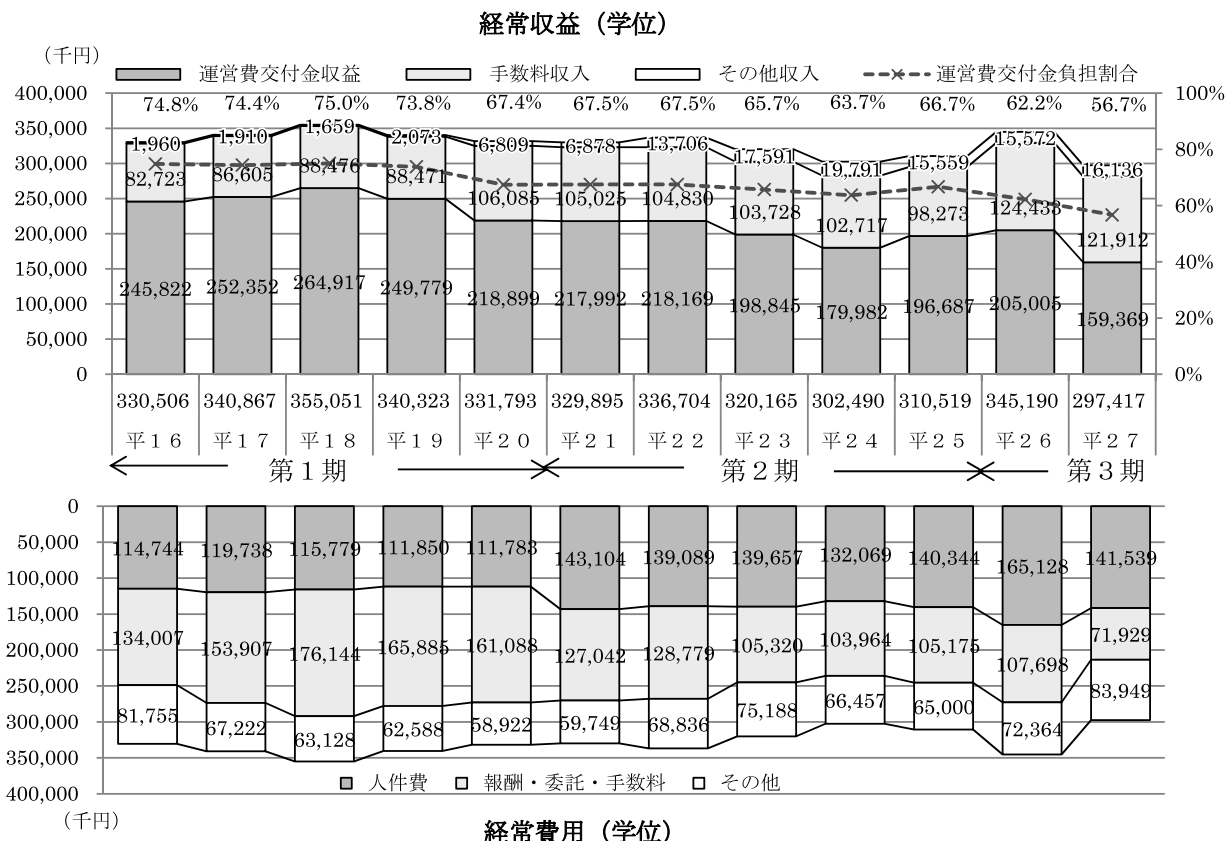


図19 法人化後の学位審査事業費

特例適用が認められなかった専攻の区分のある分野複合型の特例適用専攻科が同じく18専攻から5専攻に減っている。

高等専門学校専攻科修了見込み者のうち、平成27年度10月期に通例申請を行った者は216人(14.0%)に上るが、その半数近く(102人)が、特例適用が認められなかった専攻の区分(「一部不適」)からの申請者となっている。また、留年などにより学科又は専攻科の入学年度が特例が適用される者と異なっており、履修した教育課程が異なっているため、申請者の要件を満たさないことにより「通例申請」となった者が52人いる。

これらのことから、今後、高等専門学校では、特例申請者の割合が更に高まると予想される。

6. 独立行政法人化, その他

6.1 独立行政法人化

機構は、平成16年4月に独立行政法人に移行した。これに伴い、それまで以上に業務運営の合理化が求められるようになった。更に、平成22年のいわゆる「事業仕分け」においても、事業規模の

縮減や国費投入の削減が求められた。

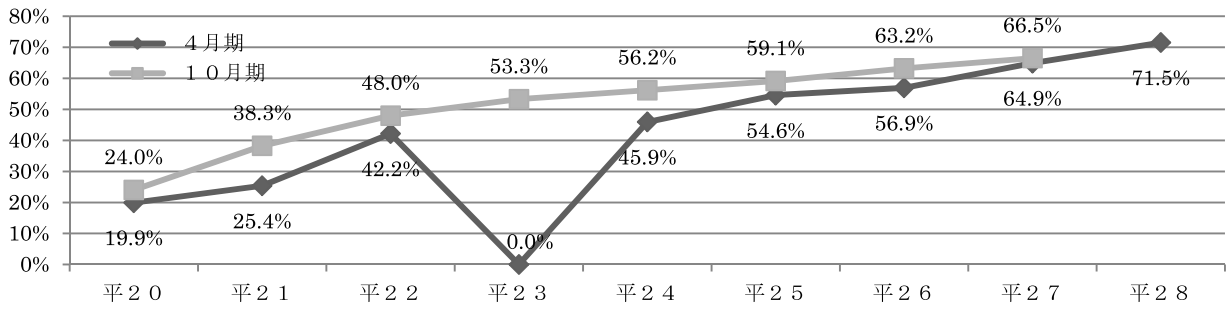
独立行政法人移行後の学位授与と事業の規模は、約3億円強で推移しているが、中期目標期間毎の運営費交付金負担割合で見ると、経費削減や学位審査手数料の引上げなどにより、第1期(16~20年度)平均73.1%、第2期(21~25年度)平均66.3%、第3期(26~27年度)平均59.6%と下がってきている。

なお、機構の現行中期目標(平成30年度まで)では、「中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げること」とされており、更なる合理化等の取組みが求められる。

6.2 申請者の利便性向上

機構では、平成10年度からウェブサイトを開設し、学位授与事業を含む各事業に関する資料や調査研究成果等をインターネットを利用して公表している。学位授与と事業関係では、単位積み上げ型の学位授与制度の説明、各種申請書類、科目等履修生制度一覧などへのアクセスが多くなっている。

また、申請者の利便性向上及び審査事務の負担



(注1) 平成23年度4月期は、東日本大震災の影響で、電子申請システムの利用を中止

(注2) 特例申請はすべて電子申請で、これを含めると平成27年度10月期は87.2%，28年度4月期は72.6%

図20 電子申請利用率

軽減の観点から、平成20年度からインターネットを利用した電子申請システムを導入しているが、その利用率は年々上昇し、現在7割を超えている(特例申請を含めると9割近くに達する)。

7. 機構の学位授与の社会的意義

7.1 学位取得者の意識

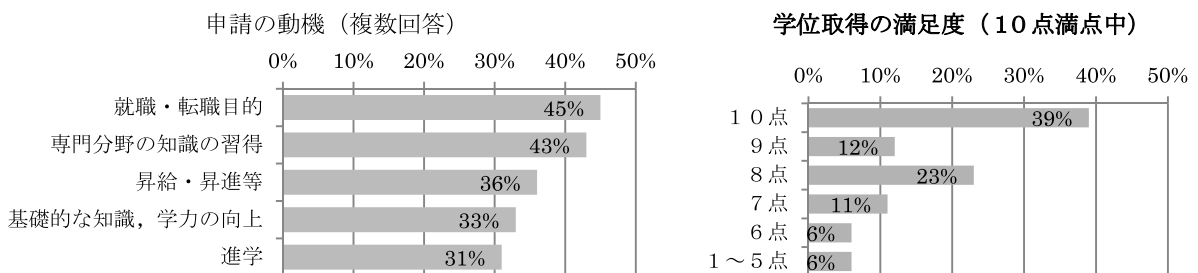
学位取得者(単位積み上げ型)に対して学位記送付と同時に実施しているアンケート調査(「直後調査」と呼ぶ。)の結果では、学位授与申請の動機として、就職・転職目的、専門分野の知識の習得が4割を超えるが、昇給・昇進等や(大学院への)進学もそれぞれ3割強となっており、キャリアアップや待遇改善など目的意識の明確な申請者の多いことがうかがえる。また、学位取得の満足度を見ると、10点満点中の10点が4割を占めるなど、総じて満足度は高く、経年的にも、平均で10段階の8以上で推移している。一方で、「新しい学士への途」の分かりやすさでは、4段階の2～3の間で推移しており、今後も改善を図っていくことが望まれる。

なお、機構の研究開発部が学位取得者を対象に毎年度実施している「1年後・5年後調査」の結果によれば、分野によってかなり差はあるが、機構の学士の学位が職場で「大学と同等」と扱われない場合が少なからず見られ(『学位研究』所収の関係論文参照)、機構及び本制度の社会的認知度については、いまだ課題が大きいといわざるを得ない。

7.2 放送大学での修得単位の利用

機構の単位積み上げ型の一般申請者の約半数が放送大学で授業科目を履修し修得された単位を利用し、その半数近くが看護学分野の申請者となっている。また、保健衛生学分野の申請者では、放送大学の単位の利用者が8割近くに上る。ちなみに、放送大学の調べによれば、放送大学の学生の15%以上が看護師等で、その4分の1が学士(看護学)の取得(=機構での学位取得)を目的に放送大学に入学している。

こうした状況も踏まえ、機構と放送大学は、生涯学習社会における高等教育の推進という共通の



(注) 平成24～27年度「直後調査」アンケートデータより

図21 機構の学位取得者の意識 (通例申請)

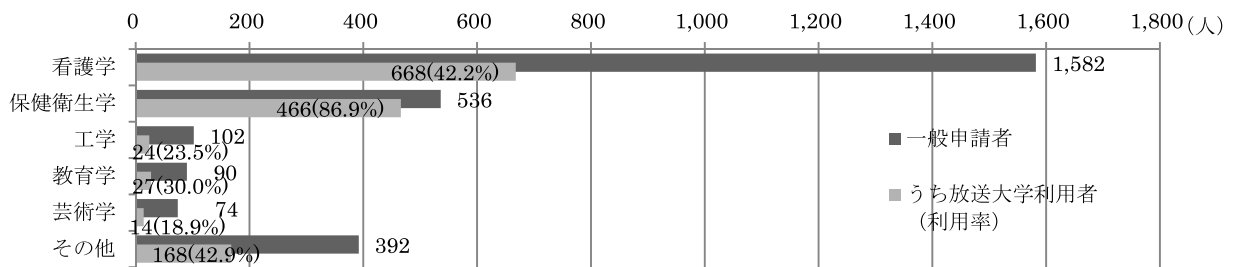


図22 放送大学での修得単位の利用者 (平成21~25年度)

目的の下、相互に協力していくための協定を平成26年度に締結し、説明会の共同開催等を行っている。

7.3 機構の学位授与の特色と意義

機構は、大学以外で学位を授与することができる唯一の機関であり、短期大学・高等専門学校の卒業者、専門学校で修了者、大学の中退者や外国の学校教育課程修了者等、さらには省庁大学の課程修了者に、多様な専門分野での学位取得の途を開いている。そして、申請者が単位を積み上げる時期や期間に制限がなく、学習者一人一人の様々な学修の積み重ねの成果を学位に結実させることができることから、生涯学習社会の実現や再チャレンジの推進に寄与するし、個人レベルでは、学習者の達成感や自己実現に資するだけでなく、大学院進学を含め、将来の選択肢を広げることにもなる。

また、機構の審査委員は原則として現役の大学教授で、申請者及びその帰属する組織と中立の第三者であり、厳正かつ公平な審査が制度的に担保されているという特性を有する一方、学力試験など一時点のみで学力を認定するのではなく、申請前を含め機構試験までの学修プロセス全体を審査対象としているという点では、大学卒業と実質的に同じであるといえよう。

8. 今後の主な課題

8.1 3つのフェーズ

機構における学位授与事業は、今年で25年になるが、表1のとおり、制度の展開や環境の変化に沿って、これを「構想・創設準備から制度整備」「量的拡大・制度の成熟」「制度の弾力化・運営の合理化」の3つのフェーズに分けることができると考える。

この間、機構では、専攻科・課程の認定、専攻

の区分の新設、見込申請の受付、ウェブサイトの充実など申請者増への対応とサービス向上に努めるとともに、認定専攻科のレビュー周期の見直し、電子申請システム・審査支援システムの導入、特例制度の導入や学位審査手数料の引上げなど事業の合理化・効率化も図ってきた。

8.2 主な課題

上述のようなことを踏まえると、機構の学位授与事業の今後の課題として、当面、以下のようなことを指摘できると考える。

(1) 特例制度の円滑な定着

特例制度は、機構の学位授与事業創設以来最大の制度改革であったこともあり、導入に際して多少の混乱を生じた面はあるが、「初めての特例適用の認定審査を終えて」と題する学位審査会委員長コメント(平成27年3月13日)にもあるとおり、本制度は、機構・学位審査会と短期大学・高等専門学校専攻科との協働の下に、申請者の学力の審査を行う仕組みとなっており、今後とも、関係者の共通理解と協力の下で円滑な定着を図っていくことが肝要である。

それとともに、制度がある程度定着した時点で、導入の効果と課題を検証し、必要な改善措置を講じていくことが望ましい。

(2) 申請者の増加への取組み

近年、申請者数は漸減傾向が見受けられるものの、短期大学・高等専門学校や専門学校の卒業者等(すなわち「基礎資格を有する者」)の総数から見れば、潜在的なニーズはなお相当数あるものと考えられる。

今後、機構の授与する学位が社会から適正に評価されるようにすると同時に、申請者増を図っていくには、機構及び本制度の認知度の向上のための産業界等を含む社会に対する積極的な広報の推

進とともに、放送大学等とも連携して看護や保健衛生分野などターゲットを絞った広報展開も必要と思われる。

(3) 多様なニーズへの対応

「直後調査」などによれば、申請者が悩む点には、どの科目を履修するか、その科目を「修得単位の審査の基準」のどの区分に分類するかなどがある。また、認定専攻科等に属さない一般申請者を中心に、学修成果の審査の結果で不合格になる場合が少なくないことから、例えば民間活力により、機構の外部に、申請者からの個別相談に応じ、履修や学修成果の作成に関する申請サポートを行えるような仕組みを検討していくことも考えられるのではないかと。

(4) 効率化の更なる推進と透明性の向上

機構は独立行政法人であり、平成26年7月に制定した「機構憲章」においても、①着実な業務実施と効率的な運営、②中立性・公平性・透明性の確保、などを掲げている。

中期目標に定められた「運営費交付金の負担割合を下げる」ためには、今後一層、審査の合理化や業務量の平準化を推進する必要があるとともに、経費削減の限界を超える場合には、受益者負担の適正化を図ることも止むをえないものとする。

また、制度の根幹といえる中立性・公平性に加え、各種データや審査委員の氏名の公表など、事業全般を通じた透明性の向上を図り、社会からの信頼と理解を得ていく努力も必要であろう。

(5) 国の動向への対応

今年5月、中央教育審議会では、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化を提言したが、その卒業生には学士又は短期大学士の学位を授与するとしており、機構の学位授与事業にも影響を与えることとなる。

(6) 将来展望の検討

機構は、独立行政法人として、中期目標期間終了時に主務大臣による事務・事業の見直しが行われることとされるが、機構自らが、ユーザーの声に十分耳を傾けつつ、定期的に現状を分析し、将来を展望した上で、制度の改善・充実を図っていくべきであるとする。

9. おわりに

機構の学位授与制度は、当時のイギリスの

Council for National Academic Awards (CNAA: 学位授与審議会) をモデルとして構想されたものであるが、その後ポリテクニクの大学への昇格に伴ってCNAAは解散し、現在では、先進国の中で同様の機関は我が国の機構のみとなっており、世界的にもユニークなシステムといえる。

こうした中で、機構は、これまでに7万人以上の方々に学位を授与し、現在も毎年4千人近くの申請者がある。生涯学習の振興の観点からも、また、省庁大学校を含めた我が国の高等教育段階の教育の多様な発展のためにも、こうした学位授与事業の社会的意義は依然として大きいものがあり、新法人において、今後とも、学位の質(大学の学位との等質性)を確保し、国際通用性も意識しつつ、適切かつ着実に学位を授与していくことを期待したい。

謝 辞

本稿の分析に際しては、以下の公表資料のほか、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理部学位審査課作成による申請者・授与者データベースなどに負うところが大きく、データを提供いただいた同課職員ほか機構関係者のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

参考文献・資料

- 学位授与機構(1996)『学位授与機構5年間の歩み』(1992~1999)『学位授与機構の概要』『学位研究』
- 大学評価・学位授与機構(2001)『学位授与10年のあゆみ』(2002)『自己点検・評価及び外部検証報告書』(2000~2003)『大学評価・学位授与機構の概要』『大学評価・学位研究』
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構(2012)『学位授与の20年』(2008, 2013)『外部検証報告書』(2004~2015)『独立行政法人大学評価・学位授与機構概要』(2004~2015)財務諸表、業務実績報告書等
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査研

- 究部(2008)『新しい学士をめざして』
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
(2016)『独立行政法人大学改革支援・
学位授与機構概要』
(2016)『学士をめざそう!』, 『機構
が授与する学士の学位』
http://www.niad.ac.jp/n_gakui/
文部科学省 (1992～2015)『全国短期大学一覧』
(1992～2015)『高等専門学校一覧』
(2015)『学校基本調査』
<http://www.mext.go.jp/>
放送大学 (2016)『教養学部案内(平成28年度)』

(受稿日 平成28年12月1日)

(受理日 平成29年1月5日)

[ABSTRACT]

The results and problems which I can identify through data obtained over about 25 years
in the awarding of degrees

YAMADA Michio *

The National Institution for Academic Degrees (NIAD) was established in 1991 as an organization for granting a degree. It evaluates the results of various learning outcomes in educational institutions other than universities, and it marked 25 years since its foundation in July 2016.

In the meantime, in total, it has awarded more than 72,000 people a Bachelor's, Master's, or Doctoral degree and gone through three reorganizations.

The National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education (NIAD-QE) was established in a merger between NIAD-UE and the Center for National University Finance and Management (CUFM) on April 1, 2016.

At this time, I analysed the results and problems that can be identified mainly through data obtained over about 25 years of awarding degrees.

As a result, it became clear that the system and organization of awarding degrees has been advanced steadily, and the shift to the special provision system introduced in fiscal 2015 is progressing.

On the other hand, as future problems, establishment of a special provision system, improvement in the level of social recognition of awarding of degrees, and further increasing the efficiency of management are mentioned.

* Research Cooperator of National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education (NIAD-QE)
(former Vice-President of National Institution for Academic Degrees and University Evaluation (NIAD-UE))

